

大崎町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
大崎町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	-----	2
2. 目標	-----	4
3. 計画の期間	-----	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	-----	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	-----	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を着実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

- 令和7年6月の給特法等の改正を受けて全部改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないように、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

- 第4次大崎町教育振興基本計画で掲げる「主体的に学び ともに支え合い たくましい 自立力・社会力を備えた人づくり」の実現のためには、子供たちを最前線で支える教職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。

- 教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現します。学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる勤務環境の実現を目指し、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

- 本町では、長時間勤務の削減方策として、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として、目標を設定し、超過勤務の縮減と子供と向き合う時間の確保を目指して取り組みました。
- また、教職員の在校等時間や業務改善の推進状況を把握し、部活動休養日の設定や統合型校務支援システムの導入など、勤務時間管理の徹底を図り、業務の適正化など様々な取組を実施しました。
- こうした取組の結果、本町における令和6年度の学校職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.5時間	7.1%	2.5%
中学校	月38.4時間	19.7%	3.9%

- 令和6年度の時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、令和5年度と比べ、小学校では2.8%、中学校では、1.2%減少しています。
- 一方、時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小学校で約7%、中学校で約20%と、依然として一定の割合存在しています。今後は、多様な学校の実態に応じた働き方改革の更なる加速化を図る必要があります。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にします。
- 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。
- 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 7 年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。【R6:13.7 日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下とします。
【9%】
- ストレスチェックにおける各学校の健康リスクの値を全国平均 100 以下を維持します。【82】
- ストレスチェックにおける「働きがい」「仕事や生活の満足度」の質問項目への肯定的な回答の割合の向上を図ります。
【働きがい：59%、仕事や生活の満足度：59%】
- 子育て・介護等と仕事の両立を支援し、育児休業、出産補助休暇、介護休暇等の取得を促進します。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として以下の(1)から(3)の内容に取り組みます。(1)は、国が「指針」の中で示している、「学校又は教師の業務の3分類」（「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」）を踏まえ、優先的・重点的に取り組む事項です。(2)は、各学校における措置の推進を通じて業務の適正化を図る事項、(3)は、教職員の健康及び福祉を確保するために取り組む事項です。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類「①関係」）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（3分類「②関係」）
 - ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、原則、学校が独自に行わないこととします。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて広く理解を求めるため、生活指導研究協議会、校外生活指導連絡会等で周知します。
 - ・ 児童生徒が補導された際の緊急応対時の連絡先を、学校、警察署、保護者等と協議し、連絡系統を学校や警察署等へ周知します。
- 学校徴収金の徴収、管理（公会計化等）（3分類「③関係」）
 - ・ 教職員の金銭管理等に係る業務について、保護者の口座からの口座振替や教材業者等による保護者への直接徴収などによる改善を進めます。
 - ・ 学校徴収金の公会計化については、国や県等の動向を注視しながら、対応について検討します。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類「④関係」）
 - ・ 学校と地域が協働で行う活動について、連絡調整等を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域ボランティア等が行うなどの連携を推進します。

- ・ 学校・地域・P T A・社会教育関係団体等との連絡・調整を、「地域学校協働活動推進員等」が行うなどの体制を整備します。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類「⑤関係」）

- ・ 学校がスクールロイヤーや教育事務所 学校支援専門官を活用できる環境の充実に図ります。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答（3分類「⑥関係」）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することにより、町から学校に発出する調査に係る事務負担の削減を図るとともに、デジタル化による業務の効率化を推進します。

○ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（3分類「⑦関係」）

- ・ 学校の広報資料はデータによる配信を推進します。
- ・ 各学校において、当該業務を行う場合は、担当職員の過度な負担とならないよう多くの教職員が積極的に参画し、必要に応じてI C T支援員の活用を図ります。

○ I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類「⑧関係」）

- ・ I C T機器等の保守・管理については、担当教員の過度な負担とならないようI C T支援員を配置するなど、効果的な運用を図ります。

○ （学校プールや）体育館等の施設・設備の管理（3分類「⑨関係」）

- ・ 地域住民に体育館等を開放する際は、鍵の管理を含む施設・設備の管理について、利用団体が責任を負うことを周知・徹底します。

○ 校舎の開錠・施錠（3分類「⑩関係」）

- ・ 校舎の開錠・施錠が、教頭等の特定の教職員に集中しないように、教職員等で役割分担をするなどの取組を推進します。

○ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類「⑪関係」）

- ・ 学級担任等の特定の教員のみが行うのではなく、安全点検等の必要な

措置を行った上で、教職員等の輪番で対応するなどの取組を推進します。

○ 校内清掃（3分類「⑫関係」）

- ・ 校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲の見直しなど校内清掃の在り方を見直します。

○ 部活動（3分類「⑬関係」）

- ・ 国が示すガイドラインを踏まえ、全ての部活動において原則週2日以上上の部活動休養日など、適切な休養日等を設定するよう促すとともに、学校への部活動指導員の配置に努めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 給食の時間における対応（3分類「⑭関係」）

- ・ 給食時間における指導や見守りについては、緊急時の対応等必要な情報を学校全体で共有し、学級担任のみが行うのではなく、他の教職員等と連携して取り組みます。

○ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類「⑮、⑯関係」）

- ・ 授業準備や採点作業、宿題の提出確認等を補助する支援スタッフ等の配置を検討します。
- ・ 統合型校務支援システムの改修を進め、学校が学習評価や成績処理等を行う際の事務負担の軽減を促進します。
- ・ 授業支援アプリや情報共有ツールなどの利用が可能となる県域教育用アカウントの活用により、生成A Iなどの活用を推進し、教育の質の向上と業務負担の軽減を図ります。

○ 学校行事の準備・運営（3分類「⑰関係」）

- ・ 学校行事の準備、運営について、教育的価値を踏まえながら、地域等外部との連携を推進します。

○ 進路指導の準備（3分類「⑱関係」）

- ・ 生徒の就職先に関する情報収集等については、教職員と外部人材等との協働を促進します。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類「⑲関係」）

- ・ 専門的な知見を有する者などを活用しながら教職員が協働して対応する取組を進めます。

- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携等に関する研修を通じて、関係機関の役割分担を明確にし、効果的な支援の実施を進めます。
- ・ 特別支援教育支援員等の配置に努め、教職員と協働した指導・支援を推進します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の段階で真に必要な時数となっているか確認し、必要に応じて指導・助言します。併せて、施行規則別表外の見直しについても必要に応じて指導・助言します。
- ・ 学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を促進します。(学校行事の精選、日課表等の見直し)
- ・ クラウド等を活用した校務DXを推進し、業務の効率化を図ります。
- ・ 職務経験が少ない教職員が適切な支援や助言を得られるよう、校務分掌の在り方や担当する授業時数などについて総合的に配慮するとともに、ワークショップ型の校内研修の実施など、コミュニケーションを図りやすい職場環境の整備を推進します。
- ・ 勤務時間外の電話応対等について、自動音声機能等に対応した機器の導入を検討します。
- ・ 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。
- ・ 学校目標に対する評価を定期的(每学期末、毎月)に実施するよう、必要に応じて指導・助言します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 学校における定時退校日を原則週1回以上設定します。
- ・ 年次有給休暇の取得について、管理職に取得促進の趣旨を周知するとともに、年間を通じて休暇取得を段階的に促すなど、計画的な年次有給休暇のより一層の取得促進を図ります。
- ・ 8月11日～17日を学校行事等を実施しないリフレッシュウィークとします。また、リフレッシュウィーク期間に原則5日間以上(週休日、

休日を含む)の学校閉庁日を設定します。

- ・ 終業から始業まで、一定時間以上の継続した休息時間の確保について、11時間を目安として確保できるよう取組を進めます。
- ・ 早出遅出勤務など柔軟な働き方について積極的に推進します。
- ・ 「長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導実施要領」に基づき、該当する教職員等を対象とした医師による面接指導を実施します。
- ・ 学校保健安全法第15条に基づく教職員等の健康診断を、毎学年定期に実施します。
- ・ 教職員等のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの受検率100%を目指します。
- ・ 教職員等の悩み、不安等に対し、相談窓口を設置します。
- ・ 各学校において、衛生管理者等及び産業医を選任するとともに、衛生委員会等を開催するなど、教職員等の健康障害の防止に努めます。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・ 本計画に基づく措置の実施状況については、取組状況や目標に対する実績等について点検等を行い、その結果をその後の対策や計画に反映させます。また、町報等への掲載により公表し、定例の教育委員会の会議や総合教育会議でも報告します。
- ・ 勤務実態及び指導状況等調査等の結果を活用して、各学校の状況を確認し、課題がある場合は学校に聞き取りを行い指導します。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教職員等がいる学校や、休憩時間の確保等が課題となっている学校には、年度内に改善できるよう、個別に支援や指導を行います。
- ・ 各学校では、校長など管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での話し合いも参考にしながら、計画に沿って教職員の働き方改革に取り組みます。
- ・ 町長部局と連携して、保護者や地域などに「業務の3分類」などの業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な協力を得られるように取り組みます。
- ・ 「業務の3分類」に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を各学校で共有します。
- ・ 児童生徒の支援を行う専門的な知見を有する人材を活用するために、関係機関と協力して取り組みます。